

行政不服審査法の理解度チェックテスト

上級（解答例）

1（4点×2）

審理員の許可を得る	審理員からの参加要請
-----------	------------

2（4点×1）

他の法律や条令に、審査請求を口頭でできると書いてある

3（4点×2）

補佐人の参加	処分庁に質問
--------	--------

4（3点×4）

物件の提出要求	参考人の陳述・鑑定の要求
検証	審理関係人への質問

5（4点×4）

標準審理期間の作成	審理員候補者の名簿の作成
不服申立てに必要な情報の提供	不服申立ての処理状況の公表

6（4点×2）

職権で執行停止	その他の措置
---------	--------

7（4点×2）

陳述の内容を録音する	録音したものを陳述人に 読み聞かせて、内容を確認する
------------	-------------------------------

8（4点×3）

処分庁を経由して審査請求があつたときに、処分庁が審査請求書を審査庁に送付する	指名された審理員が、審査請求書のコピーを処分庁に送付する
両議院の承認が得られなかった場合に、総務大臣が行政不服審査会の委員を罷免する	

9 (4点×3)

損害の回復の困難の程度	損害の性質・程度
処分の内容・性質	

10 (4点×3)

利害関係人に、審査請求への 参加を求める	審理手続の併合・分離
執行停止の意見書の提出	

合計 ※100点で合格。お疲れ様でした。

点
